

免許漁業漁場一覽

令和2年1月1日現在

滋賀県農政水産部水産課

漁業権の概要

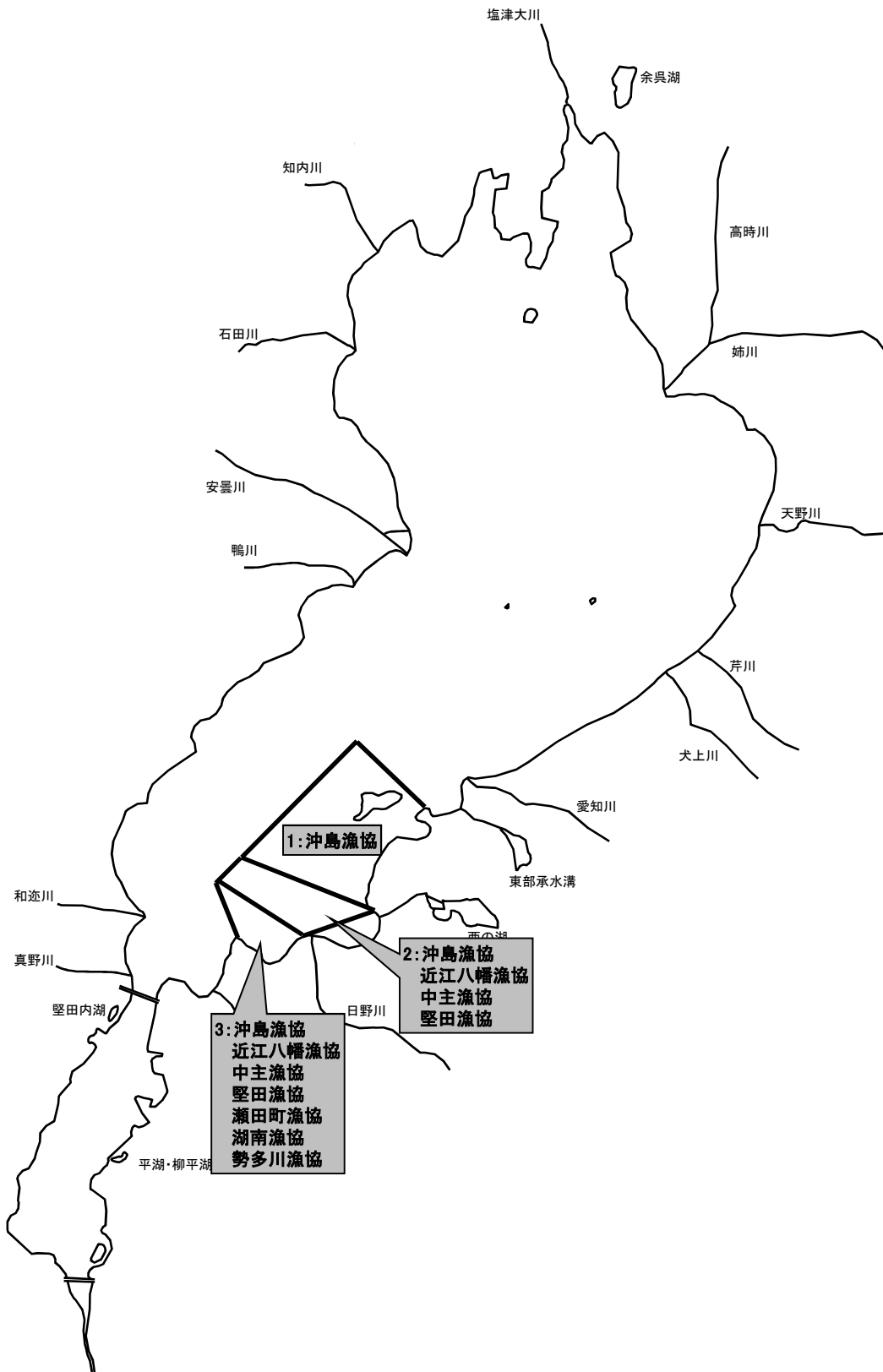
種 類		内 容	免許の対象	期 間	備 考	
漁業権	定置漁業権 (※本県に該当なし)	漁具を定置して営む漁業であって、身網の設置場所が水深27メートル以上のもの(瀬戸内海の柵網、陸奥湾の柵網・落網は除く。)および北海道においてサケを主たる漁獲物とするもの。	経営者(直接当該漁業を営む者)	5年		
	区画漁業権	第一種区画漁業	一定の区域内で石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業。 (例)真珠養殖業、小割式魚類養殖業	特定区画漁業権は漁協または漁連、他の区画漁業権は直営者または漁協に免許	5年または10年	区画漁業権は一定の区域内において養殖業を営む権利。このうち、ひび建、藻類、真珠母貝、小割式、カキ、地まき式貝類養殖業で、漁協または漁連が管理する漁業権を特定区画漁業権という。
		第二種区画漁業 (※本県に該当なし)	土、石、竹、木等により囲まれた一定の区域内で営む養殖業。			
		第三種区画漁業 (※本県に該当なし)	一定の区域内で営む養殖業で、上記以外のもの。			
	共同漁業権	第一種共同漁業	藻類、貝類、その他定着性水産物を目的とする漁業。 (例)しじみ、いけちょう貝、からす貝、たにし漁業	漁協または漁連	10年	共同漁業権は一定の水面を共同に利用して一定の漁業を営む権利。 なお、内水面における第五種共同漁業権は、増殖をすすめる場合でなければ設定できない。一方、琵琶湖周辺の内湖においては、増殖義務のない第五種共同漁業権を設定でき、遊漁規則を制定しなくとも遊漁を制限する。
		第二種共同漁業	網漁具を移動しないよう敷設して営む漁業で定置漁業以外のもの。 (例)小型定置網漁業、やな四手網漁業			
		第三種共同漁業 (※本県に該当なし)	地びき網漁業			
		第四種共同漁業 (※本県に該当なし)	寄魚漁業、島付こぎ釣漁業			
		第五種共同漁業	内水面において営む漁業で、第一種共同漁業以外のもの。 (例)あゆ、にじます、あまご、いわな漁業。 こい、ふな、もろこその他雑魚漁業。			

琵琶湖海区の部

I 共同漁業權

1. 第一種共同漁業

図一 琵琶湖海区 第一種共同漁業



1. 第一種共同漁業

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第1号	第一種 共同漁業	しじみ、いけ ちょう貝、か らす貝、たに し漁業	1月1日から 12月31日まで	近江八幡市 地先	次の基点甲、ア、イおよび基点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 近江八幡市白王町伊崎竿下（北緯35度12分19.5秒，東経136度05分26.2秒） 基点乙 近江八幡市長命寺町松ヶ崎通称飛石（北緯35度09分30.9秒，東経136度03分34.7秒） 基点丙 近江八幡市佐波江町地先にある佐波江船溜りの北角（北緯35度08分46.2秒，東経136度01分06.7秒） ア 基点甲から312度（真方位をいう。以下同じ。）5,250m（高島市明神崎を見通した線上）の点 イ アとウを結ぶ線と基点乙から291度の線とが交わる点 ウ 基点丙から301度5,180mの点	—	近江八幡市沖島町	平成25年（2013年） 9月1日から 平成35年（2023年） 8月31日まで 沖島漁業協同組合

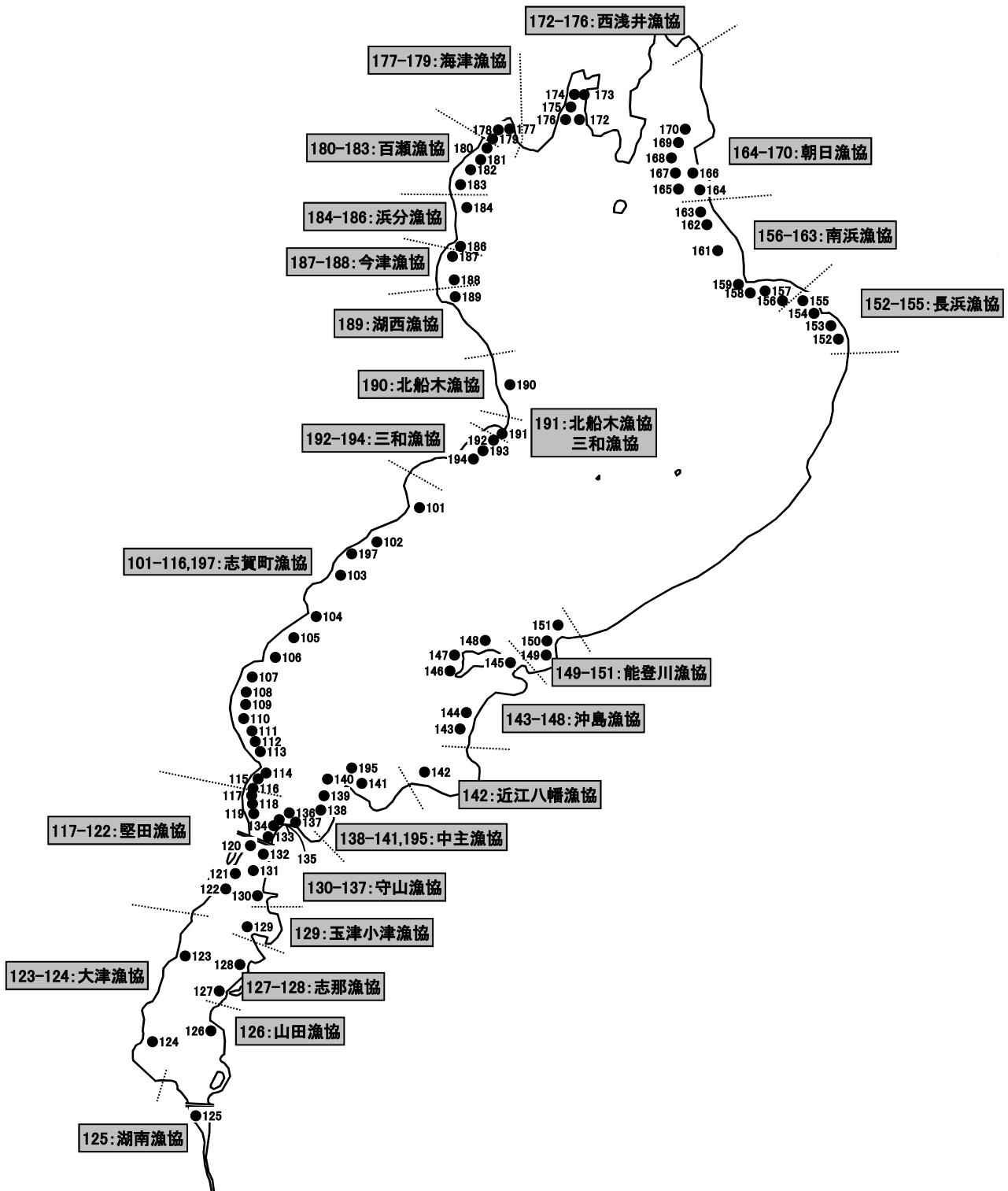
免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第2号	第一種 共同漁業	しじみ、いけ ちょう貝、か らす貝、たに し漁業	1月1日から 12月31日まで	近江八幡市、 野洲市地先	次の基点乙、イ、ウ、基点丙および基点乙の各 点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 近江八幡市白王町伊崎竿下（北緯35 度12分19.5秒，東経136度05分26.2秒） 基点乙 近江八幡市長命寺町松ヶ崎通称飛石 （北緯35度09分30.9秒，東経136度03 分34.7秒） 基点丙 近江八幡市佐波江町地先にある佐波 江船溜りの北角（北緯35度08分46.2 秒，東経136度01分06.7秒） ア 基点甲から312度5，250m（高島市明神 崎を見通した線上）の点 イ アとウを結ぶ線と基点乙から291度の 線とが交わる点 ウ 基点丙から 301 度 5，180mの点	—	近江八幡市沖島 町、長命寺町、 佐波江町、牧町、 大津市堅田一丁 目～二丁目、本 堅田一丁目～六 丁目、今堅田一 丁目～三丁目、 衣川一丁目～三 丁目、真野一丁 目～六丁目、野 洲市のうち旧中 主町の区域	平成25年（2013年） 9月1日から 平成35年（2023年） 8月31日まで 沖島漁業協同組合 近江八幡漁業協同組合 中主漁業協同組合 堅田漁業協同組合
共第3号	第一種 共同漁業	しじみ、いけ ちょう貝、か らす貝、たに し漁業	1月1日から 12月31日まで	近江八幡市、 野洲市地先	次の基点丙、ウおよび基点丁の各点を順次に結 んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点丙 近江八幡市佐波江町地先にある佐波 江船溜りの北角（北緯35度08分46.2 秒，東経136度01分06.7秒） 基点丁 野洲市吉川地先にある野洲川北流樋 門の北東角（北緯35度08分33.6秒，東 経135度59分13.4秒） ウ 基点丙から 301 度 5，180mの点	—	近江八幡市沖島 町、長命寺町、 佐波江町、牧町、 大津市、野洲市 のうち旧中主町 の区域、大津市 のうち旧志賀町 を除く区域	平成25年（2013年） 9月1日から 平成35年（2023年） 8月31日まで 沖島漁業協同組合 近江八幡漁業協同組合 中主漁業協同組合 堅田漁業協同組合 瀬田町漁業協同組合 湖南漁業協同組合 勢多川漁業協同組合

2. 第二種共同漁業

(1) 小型定置網漁業

(2) やな四手網漁業

図一 琵琶湖海区 第二種共同漁業（小型定置網漁業）



2. 第二種共同漁業
 (1) 小型定置網漁業

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 101 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	高島市鵜川 地先	次の基点、ア、イおよびウの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基 点 高島市鵜川にあるレストラン「スズラン」建物の北東角(北緯 35 度 16 分 41.6 秒, 東経 136 度 01 分 03.1 秒) 控 点 基点から 51 度 144m の地点 ア 基点から 121 度 30 分 400m の点 イ ウから 125 度 670m の点 ウ 控点から 356 度 355m の地点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鵜川、勝野	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 志賀町漁業協同組合
共第 102 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	高島市鵜川 地先	次の基点、ア、イおよびウの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基 点 高島市鵜川下鷹尾にある国土地理院一等水準点(No. 1318) (北緯 35 度 16 分 04.4 秒, 東経 135 度 59 分 40.5 秒) 控 点 基点から 103 度 41m の地点 ア 控点から 146 度 380m の点 イ 控点から 91 度 560m の点 ウ 控点から 51 度 30 分 415m の地点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鵜川、勝野	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 志賀町漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 103 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市北小松地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 大津市北小松 326 番地の敷地の北東角 (北緯 35 度 15 分 15.0 秒, 東経 135 度 58 分 30.0 秒) 基点乙 大津市北小松 340 番地の敷地の北東角 (北緯 35 度 15 分 11.9 秒, 東経 135 度 58 分 28.3 秒) 控 点 基点甲から 60 度 19m の地点 ア 控点から 110 度 50m の点 イ アから 110 度 300m の点 ウ エから 138 度 300m の点 エ 基点乙から 138 度 50m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鶴川、勝野	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 志賀町漁業協同組合
共第 104 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市南小松地先	次の基点甲、ア、イおよび控点の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 大津市南小松 (雄松崎) 近江舞子水泳場にある琵琶湖八景石碑の南東角 (北緯 35 度 13 分 43.6 秒, 東経 135 度 57 分 47.9 秒) から 94 度 20m の地点 基点乙 大津市南小松 1075 番地の敷地の東角 (北緯 35 度 13 分 41.1 秒, 東経 135 度 57 分 42.3 秒) 控 点 基点乙から 150 度 46.5m の地点 ア 基点甲から 130 度 320m の点 イ 控点から 155 度 300m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鶴川、勝野	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 志賀町漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 105 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市北比良地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 大津市北比良 11 番地の敷地の北東角 (北緯 35 度 13 分 18.0 秒, 東経 135 度 57 分 09.5 秒) 基点乙 大津市北比良 39 番地の敷地の南西角 (北緯 35 度 13 分 14.4 秒, 東経 135 度 57 分 05.8 秒) ア 基点甲から 115 度 100m の点 イ アから 115 度 300m の点 ウ エから 145 度 300m の点 エ 基点乙から 145 度 80m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鶴川、勝野	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 志賀町漁業協同組合
共第 106 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市南比良地先	次の基点甲、ア、イおよび控点の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 大津市南比良 644 番地 3 の湖岸側建物の北東角 (北緯 35 度 12 分 53.0 秒, 東経 135 度 56 分 28.1 秒) 基点乙 大津市南比良 889 番地 7 の敷地の南東角 (北緯 35 度 12 分 44.6 秒, 東経 135 度 56 分 17.3 秒) 控 点 基点乙から 209 度 95m の地点 ア 基点甲から 114 度 390m の点 イ 控点から 159 度 450m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鶴川、勝野	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 志賀町漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 107 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市木戸 地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 大津市木戸 700 番地の南にある石垣突堤の先端 (北緯 35 度 12 分 01.6 秒, 東経 135 度 55 分 29.7 秒) 控 点 基点から 214 度 100m の地点 ア 基点から 100 度 80m の点 イ アから 100 度 280m の点 ウ エから 123 度 270m の点 エ 控点から 123 度 90m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鶴川、勝野	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 志賀町漁業協同組合
共第 108 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市八屋 戸地先	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基 点 大津市八屋戸 120 番地 3 の敷地の南東角にある電柱 (北緯 35 度 11 分 20.3 秒, 東経 135 度 55 分 06.0 秒) ア 基点から 195 度 125m の地点 イ アから 110 度 260m の点 ウ エから 110 度 250m の点 エ 基点から 27 度 80m の地点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鶴川、勝野	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 志賀町漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 109 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市八屋戸地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 大津市八屋戸地先にある八屋戸川橋右岸側の東角（北緯 35 度 11 分 00.3 秒，東経 135 度 55 分 03.4 秒） 控点甲 基点から 216 度 40m の地点 控点乙 控点甲から 216 度 140m の地点 ア 控点甲から 100 度 70m の点 イ アから 100 度 380m の点 ウ エから 118 度 420m の点 エ 控点乙から 118 度 100m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鵜川、勝野	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 志賀町漁業協同組合
共第 110 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市和邇北浜地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 大津市和邇北浜 416 番地 1 の別荘敷地の北東角（北緯 35 度 10 分 28.3 秒，東経 135 度 55 分 08.0 秒） 控 点 基点から 338 度 80m の地点 ア 基点から 89 度 100m の点 イ アから 89 度 450m の点 ウ エから 64 度 470m の点 エ 控点から 64 度 100m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鵜川、勝野	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 志賀町漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 111 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市和邇 北浜地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 大津市和邇北浜にある喜撰川橋の左岸側の東角（北緯 35 度 10 分 05.3 秒，東経 135 度 55 分 25.9 秒） 控 点 基点から 302 度 110m の地点 ア 基点から 55 度 120m の点 イ アから 55 度 260m の点 ウ エから 36 度 330m の点 エ 控点から 36 度 100m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鶴川、勝野	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 志賀町漁業協同組合
共第 112 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市和邇 中浜地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 大津市和邇中浜 3 番地 3 の敷地の南東角（北緯 35 度 09 分 44.4 秒，東経 135 度 55 分 34.0 秒） 控点甲 基点から 100 度 42m の地点 控点乙 控点甲から 321 度 80m の地点 ア 控点甲から 61 度 50m の点 イ アから 61 度 450m の点 ウ エから 35 度 480m の点 エ 控点乙から 35 度 50m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鶴川、勝野	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 志賀町漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 113 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市和邇 南浜地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 大津市和邇南浜 233 番地 1 の敷地の南東角（北緯 35 度 09 分 31.8 秒, 東経 135 度 55 分 49.8 秒） 控点甲 基点から 50 度 28m の地点 控点乙 控点甲から 136 度 90m の地点 控点丙 控点甲から 295 度 65m の地点 ア 控点乙から 55 度 100m の点 イ アから 55 度 410m の点 ウ エから 41 度 410m の点 エ 控点丙から 41 度 100m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鶴川、勝野	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 志賀町漁業協同組合
共第 114 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市和邇 今宿地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基 点 大津市和邇今宿 7 番地 5（今宿農業用水ポンプ場）の石垣の南東角（北緯 35 度 09 分 16.0 秒, 東経 135 度 56 分 05.9 秒） ア 基点から 55 度 20m の地点 イ アから 111 度 360m の点 ウ エから 142 度 380m の点 エ 基点から 221 度 80m の地点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鶴川、勝野	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 志賀町漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 115 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市和邇 今宿地先	次のア、イ、ウ、控点およびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 大津市和邇今宿 31 番地 1 にある幸福の科学「琵琶湖正心館」敷地の南東角（北緯 35 度 09 分 01.4 秒，東経 135 度 55 分 52.1 秒） 控 点 基点から 45 度 38m の地点 ア 控点から 116 度 460m の点 イ ウから 116 度 540m の点 ウ 控点から 200 度 410m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鶴川、勝野	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 志賀町漁業協同組合
共第 116 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市小野 地先	次の基点甲、ア、イおよび基点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 大津市小野地先にある小野船溜りの出入口の右岸護岸堤先端（北緯 35 度 08 分 44.5 秒，東経 135 度 55 分 34.0 秒） 基点乙 大津市小野地先にある丹出川河口左岸堤尻（北緯 35 度 08 分 34.6 秒，東経 135 度 55 分 33.1 秒） ア 基点甲から 101 度 870m の点 イ 基点乙から 107 度 30 分 835m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鶴川、勝野	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 志賀町漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 117 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市真野 地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 大津市真野五丁目 36 番地 25 の真野取水場敷地の北東角(北緯35度08分15.1秒, 東経135度55分24.8秒) ア 基点から 88 度 510mの点 イ アから 88 度 515mの点 ウ イから 0 度 250mの点 エ アから 0 度 160mの点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m以内とすること。	大津市真野一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、本堅田一丁目～六丁目	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 堅田漁業協同組合
共第 118 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市真野 地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 大津市真野五丁目にある真野船溜りの石垣の北西角(北緯35度07分56.7秒, 135度55分33.3秒) 控点甲 基点から 145 度 45mの地点 控点乙 控点甲から 145 度 50mの地点 ア 控点甲から 57 度 380mの点 イ アから 57 度 530mの点 ウ エから 70 度 520mの点 エ 控点乙から 70 度 370mの点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。	大津市真野一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、本堅田一丁目～六丁目	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 堅田漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 119 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市真野地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 大津市今堅田三丁目の真野川にかかる柳原橋の左岸側西角（北緯 35 度 07 分 40.9 秒，東経 135 度 55 分 46.9 秒） 控点甲 基点から 51 度 35m の地点 控点乙 控点甲から 316 度 95m の地点 控点丙 控点乙から 316 度 170m の地点 ア 控点乙から 83 度 160m の点 イ アから 83 度 570m の点 ウ エから 75 度 570m の点 エ 控点丙から 75 度 260m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は 500m 以内とすること。	大津市真野一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、本堅田一丁目～六丁目	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 堅田漁業協同組合
共第 120 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市今堅田地先	次の基点、ア、イおよび控点の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基 点 大津市今堅田一丁目 21 番地 2 の敷地の石垣の北東角（北緯 35 度 07 分 04.6 秒，東経 135 度 55 分 41.4 秒） 控 点 基点から 3 度 45 分 504m の地点 ア 基点から 105 度 315m の点 イ 控点から 105 度 300m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	大津市今堅田一丁目～三丁目、本堅田一丁目～六丁目	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 堅田漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 121 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市堅田 地先	次の控点甲、ア、イ、控点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基 点 大津市堅田二丁目にある東洋紡績の敷地の南東角（北緯 35 度 06 分 14.2 秒，東経 135 度 54 分 53.4 秒） 控点甲 基点から 119 度 44m の地点 控点乙 基点から 182 度 45 分 128m の地点 ア 控点甲から 107 度 750m の点 イ 控点乙から 124 度 740m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	大津市本堅田一丁目～六丁目	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 堅田漁業協同組合
共第 122 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市雄琴 地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだによって囲まれた区域 基 点 大津市堅田一丁目の天神川右岸側河口堤尻（北緯 35 度 06 分 11.8 秒，東経 135 度 54 分 51.3 秒） ア 基点から 146 度 770m の点 イ アから 203 度 400m の点 ウ エから 204 度 160m の点 エ 基点から 196 度 570m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。	大津市本堅田一丁目～六丁目、衣川一丁目～三丁目、今堅田一丁目～三丁目	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 堅田漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 123 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市比叡 辻地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだによって囲まれた区域 基点甲 大津市比叡辻一丁目にある若宮船溜りの南東角（北緯 35 度 04 分 00.5 秒，東経 135 度 53 分 14.8 秒） 基点乙 大津市比叡辻一丁目喜登閣のコンクリートブロック積みの南東角（北緯 35 度 04 分 11.2 秒，東経 135 度 53 分 18.3 秒） ア 基点甲から 99 度 320m の点 イ アから 99 度 590m の点 ウ エから 90 度 610m の点 エ 基点乙から 90 度 210m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	大津市打出浜、島ノ関、浜大津一丁目～五丁目、浜町、三井寺町、観音寺、尾花川、茶が崎、錦織一丁目～三丁目、錦織町、際川一丁目～四丁目、唐崎一丁目～四丁目、下阪本一丁目～六丁目、比叡辻一丁目～二丁目、苗鹿一丁目～三丁目、雄琴一丁目～六丁目	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 大津漁業協同組合
共第 124 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市柳が 崎地先	次の控点甲、ア、イおよび控点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点 大津市柳が崎の大津柳が崎浄水場の東端湖岸側にある大津企業局用地の標識から 98 度 30 分 5m の地点（北緯 35 度 01 分 35.6 秒，東経 135 度 52 分 11.8 秒） 控点甲 基点から 323 度 100m の地点 控点乙 控点甲から 352 度 400m の地点 ア 控点甲から 73 度 470m の点 イ 控点乙から 75 度 550m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。	大津市打出浜、島ノ関、浜大津一丁目～五丁目、浜町、三井寺町、観音寺、尾花川、茶が崎、錦織一丁目～三丁目、錦織町、際川一丁目～四丁目、唐崎一丁目～四丁目、下阪本一丁目～六丁目、比叡辻一丁目～二丁目、苗鹿一丁目～三丁目、雄琴一丁目～六丁目	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 大津漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 125 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市本丸町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 大津市本丸町地先にある膳所浄水場粉末活性炭接触池の北東角(北緯 34 度 59 分 37.9 秒, 東経 135 度 57 分 42.3 秒) 基点乙 同浄水場急速ろ過 6 号池の南東角(北緯 34 度 59 分 33.3 秒, 東経 135 度 53 分 42.6 秒) ア 基点甲から 73 度 30m の点 イ アから 73 度 360m の点 ウ エから 88 度 385m の点 エ 基点乙から 88 度 35m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	大津市丸の内町、本丸町、唐橋町	平成 25 年(2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年(2023 年) 8 月 31 日まで 湖南漁業協同組合
共第 126 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	草津市北山田町地先	次の基点甲、ア、イおよび基点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 草津市北山田町と下笠町の境界にある湖周道路高砂橋橋梁の南西詰(北緯 35 度 02 分 08.4 秒, 東経 135 度 54 分 28.4 秒) 基点乙 草津市北山田町にある北山田北第一樋門の北詰(北緯 35 度 01 分 53.9 秒, 東経 135 度 54 分 46.8 秒) ア 基点甲から 251 度 900m の地点 イ 基点乙から 256 度 370m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。	草津市北山田町	平成 25 年(2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年(2023 年) 8 月 31 日まで 山田漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 127 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	草津市志那町地先	次の基点甲、ア、イ、ウおよび基点丙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 草津市志那町にある湖周道路新葉山川橋の橋梁北詰(北緯35度02分47.3秒, 東経135度55分04.9秒) 基点乙 草津市志那町にある志那第二樋門の西詰(北緯35度03分02.9秒, 東経135度55分10.1秒) 基点丙 志那漁港と志那津橋橋梁との交差する南西角から200度60mの地点(北緯35度03分13.6秒, 東経135度55分21.9秒) ア 基点甲から288度570mの点 イ 基点乙から288度610mの点 ウ 基点丙から288度520mの点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。	草津市志那町、志那中町、下寺町、下物町、下笠町	平成25年(2013年)9月1日から 平成35年(2023年)8月31日まで 志那漁業協同組合
共第 128 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	草津市下寺町、志那中町地先	次の基点甲、ア、イ、ウおよび基点丙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 草津市下寺町地先にある津田江南水門南西詰(北緯35度03分55.4秒, 東経135度55分54.7秒) 基点乙 草津市下寺町地先の津田江排水機場吐出樋門の南西角(北緯35度03分52.5秒, 東経135度55分53.0秒) 基点丙 草津市志那中町地先の志那第三樋門の南西詰から249度8mの地点(北緯35度03分25.9秒, 東経135度55分41.1秒) ア 基点甲から290度600mの点 イ 基点乙から269度610mの点 ウ 基点丙から302度470mの点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。	草津市志那町、志那中町、下寺町、下物町、下笠町	平成25年(2013年)9月1日から 平成35年(2023年)8月31日まで 志那漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 129 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	草津市下物町地先	次の控点甲、ア、イ、ウ、基点丙、エおよび控点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 草津市下物町にある烏丸揚陸施設の北角（北緯 35 度 04 分 29.4 秒，東経 135 度 55 分 54.0 秒） 基点乙 烏丸半島赤野井湾湖岸にある東側砂止め石垣の東側根元（北緯 35 度 04 分 31.4 秒，東経 135 度 56 分 05.1 秒） 基点丙 赤野井湾にある守山地区県小規模増殖場の南から 1 番目の消波堤の南西角 基点丁 同県小規模増殖場の南から 2 番目の消波堤の北東角 控点甲 基点甲から 0 度 30m の地点 控点乙 基点乙から 93 度 300m の地点 ア 控点甲から 274 度 30 分 570m の点 イ アから 23 度 660m の点 ウ 基点丙から 320 度 410m の点 エ 控点乙から基点丁に向かって 260m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	守山市赤野井町、杉江町、山賀町	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 玉津小津漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 130 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	守山市木浜町地先	次の基点甲、ア、イ、控点の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 琵琶湖大橋ゴルフ場南西角の湖周道路を越えた地点(北緯 35 度 05 分 46.8 秒, 東経 135 度 56 分 15.6 秒) 基点乙 守山市木浜町にある木浜第二樋門の北角(北緯 35 度 05 分 31.6 秒, 東経 135 度 56 分 23.0 秒) 控 点 基点乙から 293 度 250m の地点 ア 基点甲から 280 度 610m の点 イ 控点から 273 度 610m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	守山市木浜町、今浜町、水保町、川田町、小浜町	平成 25 年(2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年(2023 年) 8 月 31 日まで 守山漁業協同組合
共第 131 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	守山市木浜町地先	次のア、イ、ウ、基点およびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 守山市木浜町地先にある木浜漁港の南西角(北緯 35 度 06 分 22.9 秒, 東経 135 度 56 分 23.1 秒) ア 基点から 270 度 550m の点 イ ウから 276 度 520m の点 ウ 基点から 2 度 30 分 255m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。	守山市木浜町、今浜町、水保町、川田町、小浜町	平成 25 年(2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年(2023 年) 8 月 31 日まで 守山漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 132 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	守山市水保町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 守山市水保町 1380 番地にあるヤンマーマリーナ（以下「ヤンマーマリーナ」という。）の 5 号栈橋の根元北端（北緯 35 度 07 分 01.4 秒，東経 135 度 56 分 38.2 秒） 基点乙 ヤンマーマリーナの 3 号栈橋の根元南端（北緯 35 度 06 分 58.2 秒，東経 135 度 56 分 38.3 秒） 控 点 基点甲から 0 度 39m の地点 ア 控点から 293 度 30 分 160m の点 イ アから 293 度 30 分 600m の点 ウ エから 275 度 620m の点 エ 基点乙から 275 度 240m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	守山市木浜町、今浜町、水保町、川田町、小浜町	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 守山漁業協同組合
共第 133 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	守山市今浜町地先	次の基点甲、ア、イ、基点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 守山市今浜町美崎にある美崎船溜り入口右岸護岸堤の先端北西角（北緯 35 度 07 分 18.8 秒，東経 135 度 56 分 31.7 秒） 基点乙 守山市今浜町美崎にある美崎第一樋管の湖岸堤に通じる階段の南西角（北緯 35 度 07 分 25.1 秒，135 度 56 分 40.5 秒） ア 基点甲から 300 度 460m の点 イ 基点乙から 310 度 490m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	守山市木浜町、今浜町、水保町、川田町、小浜町	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 守山漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 134 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	守山市今浜町地先	次の控点甲、ア、イおよび控点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 守山市今浜町にある琵琶湖汽船株式会社ピエリ守山港の西側根元（北緯 35 度 07 分 26.9 秒，東経 135 度 56 分 43.0 秒） 基点乙 守山市今浜町にある美崎第二樋管の湖岸堤に通じる階段の南東角（北緯 35 度 07 分 35.8 秒，東経 135 度 56 分 53.4 秒） 控点甲 基点甲から 50 度 50m の地点 控点乙 基点乙から 219 度 50m の地点 ア 控点甲から 318 度 620m の点 イ 控点乙から 319 度 530m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	守山市木浜町、今浜町、水保町、川田町、小浜町	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 守山漁業協同組合
共第 135 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	守山市今浜町地先	次の基点甲、ア、イおよび控点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 守山市今浜町にある美崎第二樋管の湖岸堤に通じる階段の南東角（北緯 35 度 07 分 35.8 秒，東経 135 度 56 分 53.4 秒） 基点乙 守山市今浜町にある大川樋門の南西角から 296 度 30 分 163m の地点にある湖岸堤の階段の南東角（北緯 35 度 07 分 37.2 秒，東経 135 度 57 分 02.1 秒） ア 基点甲から 343 度 30 分 520m の点 イ 基点乙から 350 度 610m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。	守山市木浜町、今浜町、水保町、川田町、小浜町	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 守山漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 136 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	守山市今浜町地先	次のイ、ウ、エ、オおよびイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 守山市今浜町地先にある守山第一樋門の北東角(北緯 35 度 07 分 33.4 秒, 東経 135 度 57 分 16.7 秒) 控 点 基点から 17 度 80m の地点 ア 控点から 291 度 25m の地点 イ アから 5 度 320m の点 ウ イから 5 度 525m の点 エ オから 6 度 615m の点 オ カから 6 度 350m の点 カ 控点から 111 度 230m の地点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	守山市木浜町、今浜町、水保町、川田町、小浜町	平成 25 年(2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年(2023 年) 8 月 31 日まで 守山漁業協同組合
共第 137 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	守山市今浜町地先	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基 点 守山市今浜町にある守山第一樋門の北東角(北緯 35 度 07 分 33.4 秒, 東経 135 度 57 分 16.7 秒) 控点甲 基点から 17 度 80m の地点 控点乙 控点甲から 111 度 130m の地点 控点丙 控点乙から 111 度 200m の地点 ア 控点乙から 7 度 50m の点 イ アから 7 度 280m の点 ウ エから 10 度 310m の点 エ 控点丙から 10 度 50m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	守山市木浜町、今浜町、水保町、川田町、小浜町	平成 25 年(2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年(2023 年) 8 月 31 日まで 守山漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 138 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	野洲市吉川 地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 野洲市吉川地先にある吉川第一樋門の北東角（北緯 35 度 07 分 44.1 秒，東経 135 度 58 分 45.3 秒） 控 点 基点から 37 度 250m の地点 ア 基点から 310 度 140m の点 イ アから 310 度 800m の点 ウ エから 310 度 800m の点 エ 控点から 310 度 140m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	野洲市吉川、 守山市小浜町	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 中主漁業協同組合
共第 139 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	野洲市吉川 地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 野洲市吉川地先にある吉川第二樋門の北東角（北緯 35 度 08 分 07.9 秒，東経 135 度 58 分 48.0 秒） 控 点 基点から 28 度 250m の地点 ア 基点から 305 度 100m の点 イ アから 305 度 700m の点 ウ エから 305 度 700m の点 エ 控点から 305 度 100m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。	野洲市吉川、 守山市小浜町	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 中主漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 140 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	野洲市吉川 地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 野洲市吉川地先にある吉川第四樋門の北東角（北緯 35 度 08 分 26.4 秒，東経 135 度 59 分 01.4 秒） 控点甲 基点から 216 度 100m の地点 控点乙 基点から 39 度 150m の地点 ア 控点甲から 315 度 150m の点 イ アから 315 度 650m の点 ウ エから 315 度 650m の点 エ 控点乙から 315 度 150m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	野洲市吉川、 守山市小浜町	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 中主漁業協同組合
共第 141 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	野洲市吉川、 菖蒲地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 野洲市吉川地先にある野々宮樋門の南西角（北緯 35 度 08 分 28.5 秒，東経 135 度 59 分 34.7 秒） 控 点 基点から 320 度（真方位をいう。以下同じ。）390m の地点 ア 控点から 15 度 60m の点 イ アから 15 度 640m の点 ウ エから 15 度 860m の点 エ 基点から 53 度 385m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。	野洲市吉川、 菖蒲	平成 26 年（2014 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 中主漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 142 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	近江八幡市 佐波江町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 近江八幡市佐波江町地先にある新畑第一樋管の南詰(北緯 35 度 08 分 44.1 秒, 東経 136 度 01 分 57.1 秒) ア 基点から 5 度 500m の点 イ アから 5 度 600m の点 ウ イから 275 度 220m の点 エ アから 275 度 220m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は 500m 以内とすること。	近江八幡市のうち沖島町を除く区域	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 近江八幡漁業協同組合
共第 143 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	近江八幡市 沖島町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 近江八幡市沖島町通称猿ヶ崎の主要地方道、彦根・近江八幡線沿いにある落石防止コンクリートフェンスの北角(北緯 35 度 10 分 17.4 秒, 東経 136 度 03 分 34.6 秒) 控点甲 基点から 52 度 51m の地点 控点乙 基点から 234 度 30 分 49m の地点 控点丙 控点乙から 156 度 155m の地点 ア 控点丙から 276 度 170m の点 イ アから 276 度 570m の点 ウ エから 301 度 580m の点 エ 控点甲から 301 度 150m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は 500 m 以内とすること。	近江八幡市 沖島町	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 沖島漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 144 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	近江八幡市 沖島町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 近江八幡市沖島町鯉ヶ崎にある国有林官民境界の標柱 No. 28 (北緯 35 度 10 分 50.3 秒, 東経 136 度 03 分 45.3 秒) 基点乙 主要地方道彦根近江八幡大津線上で近江八幡市沖島町鯉ヶ崎にある通称親子岩から最短距離の地点 (北緯 35 度 10 分 46.2 秒, 東経 136 度 03 分 43.1 秒) 控点甲 基点甲から 33 度 11m の地点 控点乙 基点乙から 7 度 63m の地点 (第四防火道大津宮林署八幡消防署と書かれた標柱) ア 控点甲から 310 度 120m の点 イ アから 310 度 590m の点 ウ エから 280 度 600m の点 エ 控点乙から 280 度 120m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	近江八幡市 沖島町	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 沖島漁業協同組合
共第 145 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	近江八幡市 白王町地先	次の基点甲、ア、イ、控点の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 近江八幡市白王町伊崎にある通称みだちが崎の北西端にある大岩 基点乙 近江八幡市白王町伊崎にある国有林境界標識岩 72 番 控点 基点乙から 35 度 100m の地点 ア 基点甲から 295 度 580m の点 イ 控点から 298 度 530m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。	近江八幡市 沖島町	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 沖島漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 146 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	近江八幡市 沖島町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 近江八幡市沖島町 167 番地 1 にある民 宿「湖上荘」の建物本館の北東角（北 緯 35 度 11 分 54.6 秒，東経 136 度 03 分 05.5 秒） 控 点 基点から 201 度 75m にある浮石の頂上 ア 控点から 244 度 30 分 100m の点 イ アから 242 度 480m の点 ウ エから 264 度 480m の点 エ アから 342 度 300m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	近江八幡市 沖島町	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 沖島漁業協同組合
共第 147 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	近江八幡市 沖島町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 近江八幡市沖島町焼浜にある近江八幡 浄化センター敷地の北西角（フェンス の北西角）（北緯 35 度 12 分 24.0 秒， 東経 136 度 03 分 18.5 秒） 控 点 基点から 344 度 30 分 80m の地点 ア 基点から 263 度 100m の点 イ アから 263 度 540m の点 ウ エから 300 度 600m の点 エ 控点から 300 度 90m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。	近江八幡市 沖島町	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 沖島漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 148 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	近江八幡市 沖島町地先	次の控点甲、ア、イ、控点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基 点 近江八幡市沖島町通称大鼻湖岸にある大岩 控点甲 基点から 240 度 100mの地点 控点乙 基点から 70 度 150mの地点 ア 控点甲から 330 度 580mの点 イ 控点乙から 0 度 550mの点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m以内とすること。	近江八幡市 沖島町	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 沖島漁業協同組合
共第 149 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	東近江市栗見新田町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 近江八幡市白王町地先にある白王町第二樋門の東角(北緯 35 度 12 分 04.1 秒, 東経 136 度 06 分 04.9 秒) 基点乙 東近江市栗見新田町地先にある栗見新田第一樋門の東側(北緯 35 度 12 分 10.5 秒, 東経 136 度 06 分 21.7 秒) 控点甲 基点甲から 65 度 175mの地点 控点乙 基点乙から 65 度 50mの地点 ア 控点甲から 325 度 30 分 540mの点 イ アから 325 度 30 分 550mの点 ウ エから 325 度 30 分 550mの点 エ 控点乙から 325 度 30 分 600mの点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。	東近江市のうち旧能登川町の区域	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 能登川漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 150 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	東近江市栗見出在家町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 東近江市栗見出在家町にある出在家船溜りの北西角(北緯 35 度 12 分 56.1 秒, 東経 136 度 06 分 31.2 秒) ア 基点から 288 度 950m の点 イ アから 234 度 350m の点 ウ エから 234 度 350m の点 エ 基点から 255 度 600m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	東近江市のうち旧能登川町の区域	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 能登川漁業協同組合
共第 151 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	彦根市新海町地先	次の控点甲、ア、イおよび控点丙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基 点 彦根市新海町 3260 番地にあるパナソニック株式会社レークアイランド敷地の北西角 (北緯 35 度 12 分 59.8 秒, 東経 136 度 07 分 02.7 秒) 控点甲 基点から 292 度 225m の地点 控点乙 控点甲から 285 度 160m の地点 控点丙 控点乙から 237 度 30 分 52m の地点 ア 控点甲から 3 度 1,000m の点 イ 控点丙から 316 度 1,000m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。	東近江市のうち旧能登川町の区域	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 能登川漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 152 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市田村町、高橋町、 下坂浜町地先	次の控点、ア、イおよび基点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 長浜市田村町地先県道大津能登川長浜線にかかる北川の河口橋の北西詰（北緯 35 度 21 分 18.5 秒，東経 136 度 16 分 42.1 秒） 基点乙 長浜市下坂浜町地先にある長浜水道企業団南西角（北緯 35 度 21 分 56.6 秒，東経 136 度 16 分 27.1 秒） 控 点 基点甲から 241 度 30 分 63m の地点 ア 控点から 268 度 450m の点 イ 基点乙から 239 度 500m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	長浜市のうち旧長浜市の区域	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 長浜漁業協同組合
共第 153 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市下坂浜町、平方町、朝日町地先	次の基点甲、ア、イおよび基点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 長浜市下坂浜町地先にある長浜水道企業団南西角（北緯 35 度 21 分 56.6 秒，東経 136 度 16 分 27.1 秒） 基点乙 長浜市朝日町地先県道大津能登川長浜線にかかる十一川橋の左岸側東角（北緯 35 度 22 分 23.8 秒，東経 136 度 16 分 05.3 秒） ア 基点甲から 239 度 450m の点 イ 基点乙から 194 度 600m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。	長浜市のうち旧長浜市の区域	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 長浜漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 154 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市大島町、公園町地先	次の基点甲、ア、イおよび基点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 長浜市大島町にある大島船溜りの西角 (北緯 35 度 22 分 23.2 秒, 東経 136 度 15 分 42.2 秒) 基点乙 長浜市公園町地先にある砂防堤突端 (北緯 35 度 22 分 39.1 秒, 東経 136 度 15 分 34.3 秒) ア 基点甲から 230 度 480m の点 イ 基点乙から 250 度 500m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	長浜市のうち旧長浜市の区域	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 長浜漁業協同組合
共第 155 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市公園町、南呉服町、祇園町、相撲町地先	次の基点甲、ア、イおよび控点の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 長浜市公園町地先にある砂防堤突端 (北緯 35 度 22 分 39.1 秒, 東経 136 度 15 分 34.3 秒) 基点乙 長浜市相撲町にある相撲川樋門の北東角 (北緯 35 度 23 分 13.2 秒, 東経 136 度 14 分 40.8 秒) 控点 基点乙から 289 度 93m の地点 ア 基点甲から 250 度 500m の点 イ 基点乙から 185 度 500m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。	長浜市のうち旧長浜市の区域	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 長浜漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 156 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市川道町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 長浜市川道町地先にある大口樋門の北東角(北緯 35 度 23 分 12.4 秒, 東経 136 度 14 分 20.4 秒) 控点甲 基点から 81 度 40m の地点 控点乙 基点から 272 度 210m の地点 ア 控点甲から 197 度 270m の点 イ アから 197 度 700m の点 ウ エから 197 度 700m の点 エ 控点乙から 197 度 190m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	長浜市のうち旧びわ町の区域	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 南浜漁業協同組合
共第 157 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市南浜町地先	次の控点、ア、イおよび基点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 長浜市川道町にある更川樋門の北西角(北緯 35 度 23 分 15.5 秒, 東経 136 度 13 分 58.3 秒) 基点乙 長浜市南浜町地先南浜漁港の東側防波堤の突端(北緯 35 度 23 分 14.7 秒, 東経 136 度 13 分 36.6 秒) 控 点 基点甲から 286 度 29m の地点 ア 控点から 200 度 710m の点 イ 基点乙から 197 度 30 分 555m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。	長浜市のうち旧びわ町の区域	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 南浜漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 158 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市南浜町地先	次の基点甲、ア、イおよび控点の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 長浜市南浜町地先南浜漁港の南西にある砂防堤の突端（北緯 35 度 23 分 13.0 秒，東経 136 度 13 分 33.3 秒） 基点乙 長浜市南浜町 1103 番地 4 ヤンマーディーゼル健康保険組合びわこ蜻蛉荘の敷地の南西角（北緯 35 度 23 分 12.7 秒，東経 136 度 13 分 14.6 秒） 控点 基点乙から 299 度 26m の地点 ア 基点甲から 213 度 450m の点 イ 控点から 206 度 300m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	長浜市のうち旧びわ町の区域	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 南浜漁業協同組合
共第 159 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市南浜町地先	次の基点、ア、イおよび控点の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点 長浜市南浜町地先にある姉川人工河川敷地の南西角（北緯 35 度 23 分 11.7 秒，東経 136 度 13 分 05.9 秒） 控点 基点から 309 度 250m の地点 ア 基点から 218 度 250m の点 イ 控点から 218 度 250m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	長浜市のうち旧びわ町の区域	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 南浜漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 161 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市八木 浜町、下八木 町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 長浜市八木浜町地先にある田川大橋の右岸側西角（北緯 35 度 24 分 16.6 秒，東経 136 度 12 分 52.0 秒） 基点乙 長浜市下八木町地先にある中川樋門の南東角（北緯 35 度 24 分 26.7 秒，東経 136 度 12 分 45.1 秒） 控 点 基点乙から 145 度 62m の地点 ア 基点甲から 231 度 320m の点 イ アから 231 度 600m の点 ウ エから 238 度 600m の点 エ 控点から 238 度 375m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は 500 m 以内とすること。	長浜市のうち旧びわ町の区域	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 南浜漁業協同組合
共第 162 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市早崎 町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 長浜市早崎町地先にある早崎川樋門の北東角（北緯 35 度 24 分 51.2 秒，東経 136 度 12 分 15.5 秒） 控点甲 基点から 329 度 80m の地点 控点乙 控点甲から 325 度 250m の地点 ア 控点甲から 223 度 525m の点 イ アから 223 度 600m の点 ウ エから 223 度 600m の点 エ 控点乙から 223 度 580m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は 500m 以内とすること。	長浜市のうち旧びわ町の区域	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 南浜漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 163 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市安養寺町、益田町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 長浜市安養寺町地先にある丁野木大橋の左岸側西角(北緯 35 度 25 分 11.5 秒, 東経 136 度 12 分 00.5 秒) 基点乙 長浜市安養寺町地先にある丁野木大橋の右岸側西角(北緯 35 度 25 分 12.2 秒, 東経 136 度 12 分 00.0 秒) 控点甲 基点甲から 153 度 130mの地点 控点乙 基点乙から 333 度 100mの地点 ア 控点甲から 235 度 30 分 810mの点 イ アから 235 度 30 分 600mの点 ウ エから 235 度 30 分 600mの点 エ 控点乙から 235 度 30 分 810mの点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。	長浜市のうち旧びわ町の区域	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 南浜漁業協同組合
共第 164 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市湖北町海老江、湖北町延勝寺地先	次の控点、ア、イおよび基点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 長浜市湖北町海老江地先にある湖北広域衛生組合第 1 プラント敷地の南西角(北緯 35 度 25 分 30.2 秒, 東経 136 度 11 分 49.9 秒) 基点乙 長浜市湖北町延勝寺地先にある北浜樋門の南東角(北緯 35 度 26 分 07.9 秒, 東経 136 度 11 分 42.7 秒) 控点 基点甲から 162 度 180mの地点 ア 控点から 246 度 400mの点 イ 基点乙から 262 度 700mの点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m以内とすること。	長浜市のうち旧湖北町朝日地区(湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北町東尾上町、湖北町尾上)及び同市高月町西野、高月町片山	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 朝日漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
第165号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで	長浜市湖北町海老江、湖北町延勝寺地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点 長浜市湖北町海老江地先にある延勝寺海老江船溜りの北西角（北緯35度25分41.4秒，東経136度11分45.8秒） ア 基点から258度1,090mの点 イ 基点から273度1,190mの点 ウ イから251度600mの点 エ アから251度600mの点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。	長浜市のうち旧湖北町朝日地区（湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北東尾上町、湖北町尾上）及び同市高月町西野、高月町片山	平成25年（2013年）9月1日から平成35年（2023年）8月31日まで 朝日漁業協同組合
共第166号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで	長浜市湖北町延勝寺、湖北町今西地先	次の基点甲、ア、イおよび基点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 長浜市湖北町延勝寺地先にある北浜樋門の南東角（北緯35度26分07.9秒，東経136度11分42.7秒） 基点乙 長浜市湖北町今西地先にある今西船溜りの北角（北緯35度26分24.2秒，東経136度11分26.9秒） ア 基点甲から262度300mの点 イ 基点乙から262度300mの点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	長浜市のうち旧湖北町朝日地区（湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北東尾上町、湖北町尾上）及び同市高月町西野、高月町片山	平成25年（2013年）9月1日から平成35年（2023年）8月31日まで 朝日漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 167 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市湖北町今西地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 長浜市湖北町今西地先にある今西船溜りの北角（北緯 35 度 26 分 24.2 秒，東経 136 度 11 分 26.9 秒） ア 基点から 256 度 1, 150m の点 イ アから 260 度 30 分 600m の点 ウ エから 260 度 30 分 600m の点 エ 基点から 241 度 1, 210m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。	長浜市のうち旧湖北町朝日地区（湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北東尾上町、湖北町尾上）及び同市高月町西野、高月町片山	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 朝日漁業協同組合
共第 168 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市湖北町尾上地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 長浜市湖北町尾上 312 番地「紅鮎荘」の湖岸側を通る水資源開発公団湖岸堤管理用道路の北西角（北緯 35 度 26 分 54.9 秒，東経 136 度 11 分 12.7 秒） ア 基点から 248 度 30 分 680m の点 イ 基点から 271 度 620m の点 ウ イから 270 度 600m の点 エ アから 270 度 600m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	長浜市のうち旧湖北町朝日地区（湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北東尾上町、湖北町尾上）及び同市高月町西野、高月町片山	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 朝日漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 169 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市湖北町尾上地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 長浜市湖北町尾上地先にある尾上漁港北側防波堤西側突端（北緯 35 度 27 分 01.0 秒，東経 136 度 11 分 10.3 秒） ア 基点から 300 度 530m の点 イ アから 301 度 600m の点 ウ エから 301 度 600m の点 エ 基点から 334 度 630m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は 500 m 以内とすること。	長浜市のうち旧湖北町朝日地区(湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北東尾上町、湖北町尾上)及び同市高月町西野、高月町片山	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 朝日漁業協同組合
共第 170 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市高月町片山地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 長浜市高月町西野地先にある余呉川放水路西野トンネル北側護岸の突端（北緯 35 度 27 分 59.4 秒，東経 136 度 11 分 38.8 秒） ア 基点から 213 度 700m の点 イ アから 261 度 600m の点 ウ エから 261 度 600m の点 エ 基点から 241 度 490m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は 500m 以内とすること。	長浜市のうち旧湖北町朝日地区(湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北東尾上町、湖北町尾上)及び同市高月町西野、高月町片山	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 朝日漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 172 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市西浅井町菅浦地先	次の控点甲、ア、イおよび控点丙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基 点 長浜市西浅井町菅浦にある鮎苗蓄養場蓄養池の南西角（北緯 35 度 28 分 11.3 秒，東経 136 度 07 分 23.6 秒） 控点甲 基点から 288 度 25m の地点 控点乙 控点甲から 175 度 100m の地点 控点丙 控点乙から 155 度 160m の地点 ア 控点甲から 263 度 450m の点 イ 控点丙から 263 度 450m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	長浜市のうち旧西浅井町の区域及び同市木之本町大音、木之本町飯浦、木之本町山梨子、木之本町田居、木之本町北布施、木之本町赤尾	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 西浅井漁業協同組合
共第 173 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市西浅井町菅浦地先	次の控点甲、ア、イおよび控点丙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基 点 長浜市西浅井町菅浦字蛇賀にある「菅浦休憩舎」の土台コンクリートの北西角（北緯 35 度 28 分 37.4 秒，東経 136 度 07 分 28.2 秒） 控点甲 基点から 1 度 30 分 50m の地点 控点乙 基点から 189 度 30 分 90m の地点 控点丙 控点乙から 165 度 30 分 50m の地点 ア 控点甲から 274 度 410m の点 イ 控点丙から 265 度 400m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	長浜市のうち旧西浅井町の区域及び同市木之本町大音、木之本町飯浦、木之本町山梨子、木之本町田居、木之本町北布施、木之本町赤尾	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 西浅井漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 174 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市西浅井町大浦地先	次の控点甲、ア、イおよび控点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基 点 長浜市西浅井町大浦 1788 番地 3 特別養護老人ホーム奥びわこの前にある水路の暗渠の南東角（北緯 35 度 28 分 47.8 秒，東経 136 度 06 分 48.3 秒） 控点甲 基点から 197 度 30 分 80m の地点 控点乙 控点甲から 197 度 30 分 200m の地点 ア 控点甲から 110 度 410m の点 イ 控点乙から 110 度 410m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	長浜市のうち旧西浅井町の区域及び同市木之本町大音、木之本町飯浦、木之本町山梨子、木之本町田居、木之本町北布施、木之本町赤尾	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 西浅井漁業協同組合
共第 175 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市西浅井町大浦地先	次の控点甲、ア、イおよび控点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基 点 長浜市西浅井町大浦字小津組地先にある三角岩（北緯 35 度 28 分 13.8 秒，東経 136 度 06 分 37.9 秒） 控点甲 基点から 14 度 50m の地点 控点乙 控点甲から 12 度 200m の地点 ア 控点甲から 105 度 400m の点 イ 控点乙から 105 度 400m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	長浜市のうち旧西浅井町の区域及び同市木之本町大音、木之本町飯浦、木之本町山梨子、木之本町田居、木之本町北布施、木之本町赤尾	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 西浅井漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 176 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市西浅井町大浦地先	次の基点、ア、イおよび控点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基 点 長浜市西浅井町大浦2104番地の敷地の南東角（北緯35度27分59.4秒，東経136度06分25.5秒） 控点甲 基点から184度30分100mの地点 控点乙 控点甲から187度30分150mの地点 ア 基点から101度140mの点 イ 控点乙から101度105mの点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	長浜市のうち旧西浅井町の区域及び同市木之本町大音、木之本町飯浦、木之本町山梨子、木之本町田居、木之本町北布施、木之本町赤尾	平成25年（2013年）9月1日から 平成35年（2023年）8月31日まで 西浅井漁業協同組合
共第 177 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	高島市マキノ町海津地先	次の基点、ア、イおよび控点の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基 点 高島市マキノ町海津字旦過にある忠魂碑の土台石垣の南西角（北緯35度27分41.0秒，東経136度04分50.4秒） 控 点 基点から172度200mの地点 ア 基点から273度520mの点 イ 控点から273度520mの点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。	高島市マキノ町海津、マキノ町西浜	平成25年（2013年）9月1日から 平成35年（2023年）8月31日まで 海津漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 178 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	高島市マキノ町海津、マキノ町西浜地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 高島市マキノ町海津2458番地の石垣の南東角（北緯35度27分47.5秒，東経136度04分20.0秒） 基点乙 高島市マキノ町西浜125番地1の石垣の南西角（北緯35度27分40.8秒，東経136度04分08.1秒） 控点 ア 基点乙から221度30分46mの地点 イ 基点甲から156度200mの点 ウ アから156度600mの点 エ エから156度600mの点 エ 控点から156度80mの点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。	高島市マキノ町海津、マキノ町西浜	平成25年（2013年） 9月1日から 平成35年（2023年） 8月31日まで 海津漁業協同組合
共第 179 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	高島市マキノ町西浜地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 高島市マキノ町西浜649番地マルハマフーズの敷地の南東角（北緯35度27分32.0秒，東経136度03分54.8秒） 控点甲 基点から138度30分20mの地点 控点乙 控点甲から225度400mの地点 ア 控点甲から138度30分70mの点 イ アから138度30分600mの点 ウ エから138度30分600mの点 エ 控点乙から138度30分70mの点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。	高島市マキノ町海津、マキノ町西浜	平成25年（2013年） 9月1日から 平成35年（2023年） 8月31日まで 海津漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 180 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	高島市マキノ町知内地先	次の基点、ア、イおよび控点の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基 点 高島市マキノ町知内地先にある知内浜水泳場の観光協会管理棟の南東角（北緯 35 度 27 分 08.9 秒，東経 136 度 03 分 34.9 秒） 控 点 基点から 171 度 30 分 195m の地点 ア 基点から 109 度 30 分 600m の点 イ 控点から 109 度 30 分 550m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	高島市マキノ町知内、マキノ町新保	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 百瀬漁業協同組合
共第 181 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	高島市マキノ町知内地先	次の控点甲、ア、イおよび控点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基 点 高島市マキノ町知内字浜畑の湖岸にある藤棚の南東角（北緯 35 度 26 分 52.3 秒，東経 136 度 03 分 17.2 秒） 控点甲 基点から 90 度 118m の地点 控点乙 基点から 251 度 50m の地点 ア 控点甲から 148 度 400m の点 イ 控点乙から 148 度 470m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	高島市マキノ町知内、マキノ町新保	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 百瀬漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 182 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	高島市マキノ町新保地先	次の控点甲、ア、イおよび控点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基 点 高島市マキノ町新保地先の新保川橋右岸側東角（北緯 35 度 26 分 45.6 秒，東経 136 度 03 分 01.4 秒） 控点甲 基点から 131 度 30 分 34m の地点 控点乙 控点甲から 224 度 200m の地点 ア 控点甲から 123 度 30 分 550m の点 イ 控点乙から 123 度 30 分 550m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	高島市マキノ町知内、マキノ町新保	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 百瀬漁業協同組合
共第 183 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	高島市マキノ町大沼地先	次の控点甲、ア、イおよび控点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基 点 高島市マキノ町大沼地先にある大沼川橋の左岸側東角（北緯 35 度 26 分 07.4 秒，東経 136 度 02 分 29.6 秒） 控点甲 基点から 35 度 136m の地点 控点乙 控点甲から 26 度 158m の地点 ア 控点甲から 100 度 590m の点 イ 控点乙から 100 度 590m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。	高島市マキノ町知内、マキノ町新保	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 百瀬漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 184 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	高島市今津町深清水、今津町桂、今津町北仰、今津町浜分地先	次の控点甲、ア、イ、ウ、エ、オおよび控点丙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域。ただし、控点甲および控点乙の各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域は除く。 基点甲 旧県道海津今津線の高島市マキノ町大沼と今津町深清水の境界にある大沼川橋の右岸側東角（北緯 35 度 26 分 07.1 秒，東経 136 度 02 分 29.6 秒） 基点乙 同市今津町浜分地先にある三人川にかかる旧県道海津今津線の橋の北東角（北緯 35 度 25 分 22.6 秒，東経 136 度 02 分 42.5 秒） 基点丙 同市今津町浜分 30 番地 1 地先の南側の水路の右岸堤尻（北緯 35 度 25 分 00.7 秒，東経 136 度 02 分 46.7 秒） 基点丁 同市今津町浜分 160 番地 1 の北東角（北緯 35 度 24 分 40.8 秒，東経 136 度 02 分 42.8 秒） 控点甲 基点甲から 103 度 20m の地点 控点乙 基点乙から 67 度 40m の地点 控点丙 基点丁から 53 度 30 分 23m の地点 ア 控点甲から 103 度 560m の点 イ 控点乙から 67 度 440m の点 ウ 控点乙から 67 度 360m の点 エ 基点丙から 94 度 400m の点 オ 控点丙から 89 度 400m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は 500m 以内とすること。	高島市今津町深清水、今津町桂、今津町浜分	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 浜分漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 186 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	高島市今津町浜分地先	次の控点ア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 高島市今津町今津南新保 1 番地にある「社会就労センタードリーム」の敷地の南西角（北緯 35 度 24 分 20.9 秒，東経 136 度 02 分 40.0 秒） 控点甲 基点から 102 度 70m の地点 控点乙 控点甲から 69 度 30 分 150m の地点 ア 控点乙から 160 度 50m の点 イ アから 160 度 250m の点 ウ エから 160 度 250m の点 エ 控点甲から 160 度 50m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	高島市今津町浜分	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 浜分漁業協同組合
共第 187 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	高島市今津町今津地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 高島市今津町今津 68 番地鳥居金物店敷地の北東角（北緯 35 度 24 分 01.0 秒，東経 136 度 02 分 11.0 秒） 控点甲 基点から 112 度 10m の地点 控点乙 控点甲から 20 度 100m の地点 控点丙 控点甲から 200 度 50m の地点 ア 控点乙から 102 度 250m の点 イ アから 102 度 350m の点 ウ エから 105 度 370m の点 エ 控点丙から 105 度 250m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	高島市今津町今津	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 今津漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 188 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	高島市今津町今津、新旭町饗庭地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 高島市今津町今津にある泥満川の右岸河口堤の北東端（北緯 35 度 23 分 31.5 秒，東経 136 度 02 分 03.3 秒） ア 基点から 102 度 30 分 855m の点 イ アから 112 度 170m の点 ウ エから 112 度 170m の点 エ 基点から 126 度 860m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	高島市今津町今津	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 今津漁業協同組合
共第 189 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	高島市新旭町饗庭地先	次の控点、ア、イ、ウ、エおよび基点丁の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 高島市新旭町饗庭 4042 番地 1 の敷地の北東角（北緯 35 度 23 分 01.6 秒，東経 136 度 02 分 10.6 秒） 基点乙 同市新旭町饗庭地先の林照寺川右岸堤の先端（北緯 35 度 22 分 37.9 秒，東経 136 度 02 分 12.3 秒） 基点丙 同市新旭町饗庭地先の田井川左岸導流堤の先端（北緯 35 度 22 分 35.9 秒，東経 136 度 02 分 28.3 秒） 基点丁 同市新旭町旭にある新川船溜り出入口の左岸側東角（北緯 35 度 22 分 32.3 秒，東経 136 度 02 分 42.7 秒） 控 点 基点甲から 144 度 113m の地点 ア 控点から 136 度 150m の点 イ 基点乙から 29 度 160m の点 ウ 基点丙から 9 度 150m の点 エ 基点丁から 32 度 150m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	高島市新旭町饗庭、新旭町針江、新旭町深溝、新旭町安井川、新旭町旭、新旭町新庄	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 湖西漁業協同組合

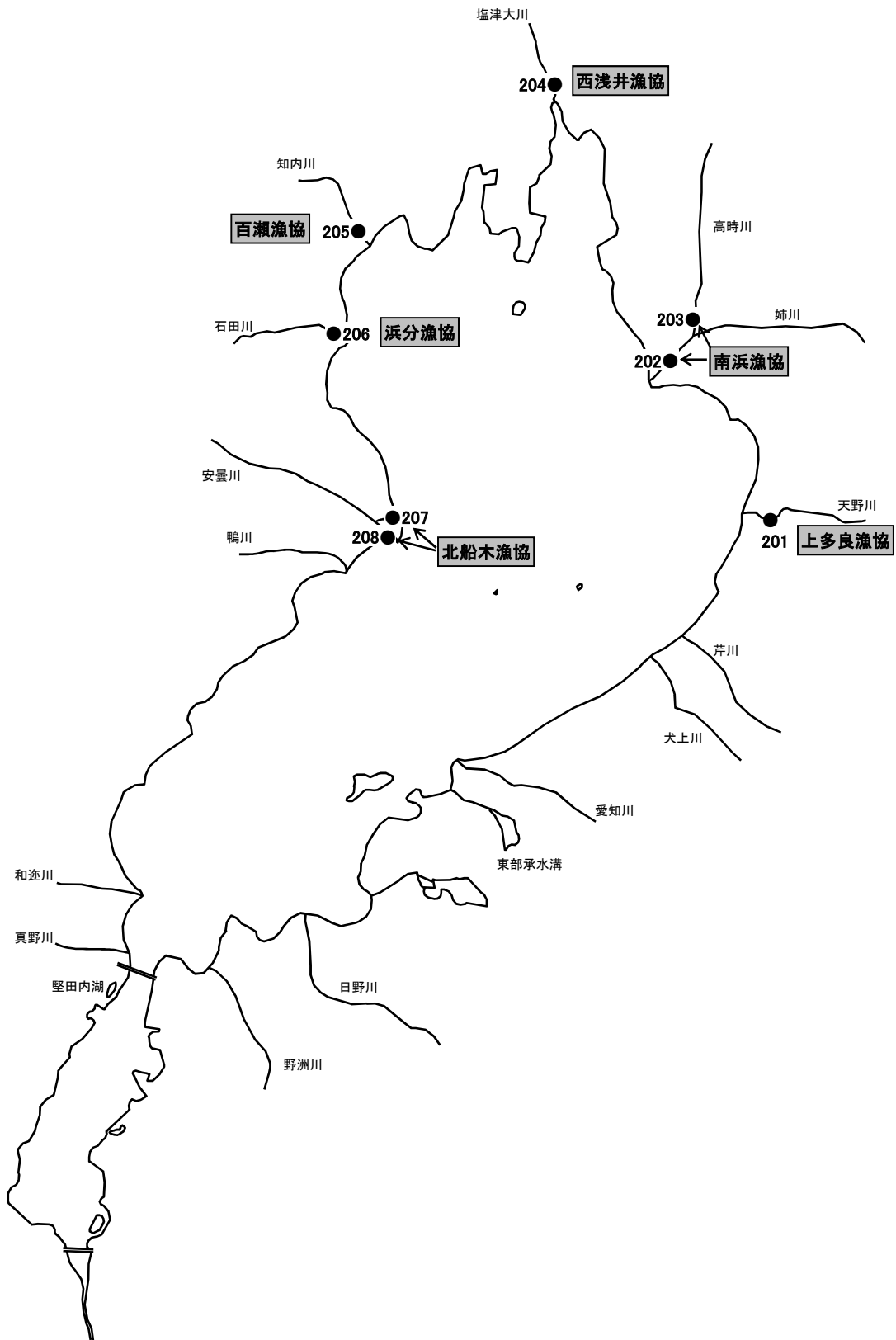
免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 190 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	高島市安曇川町北船木地先	次の控点、ア、イ、基点乙の各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点甲 高島市安曇川町北船木地先にある北船木漁港の北角(北緯 35 度 20 分 01.7 秒, 東経 136 度 04 分 19.8 秒) 基点乙 同市安曇川町北船木地先にある北船木漁港の南東角(北緯 35 度 19 分 59.4 秒, 東経 136 度 04 分 20.8 秒) 控 点 基点甲から 338 度 230m の点 ア 控点から 75 度 600m の点 イ 基点乙から 70 度 600m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は 500 m 以内とすること。	高島市安曇川町北船木	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 北船木漁業協同組合
共第 191 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	高島市安曇川町南船木地先	次の控点乙、ア、イ、控点丙および控点乙の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、陸上の部分は除く。 基 点 高島市安曇川町南船木にある南船木船溜りの防波堤の南西角(北緯 35 度 19 分 02.5 秒, 東経 136 度 04 分 07.8 秒) 控点甲 基点から 137 度 30 分 251m の地点 控点乙 控点甲から 106 度 30 分 251m の地点 控点丙 控点乙から 67 度 30 分 305m の地点 ア 控点乙から 153 度 400m の点 イ 控点丙から 153 度 400m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	高島市安曇川町北船木、安曇川町四津川、安曇川町下小川、安曇川町横江浜、安曇川町南船木	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 北船木漁業協同組合 三和漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 192 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	高島市安曇川町南船木地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 高島市安曇川町南船木にある船木郵便局の敷地の北東角(北緯35度19分03.2秒, 東経136度03分54.9秒) 基点乙 高島市安曇川町南船木にある南船木船溜りの南東角(北緯35度19分01.2秒, 東経136度04分10.6秒) 控 点 基点甲から186度36.6mの地点にある官民境界標柱 ア 控点から159度230mの点 イ アから159度600mの点 ウ エから169度550mの点 エ 基点乙から169度120mの点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。	高島市安曇川町四津川、安曇川町下小川、安曇川町横江浜、安曇川町南船木	平成25年(2013年)9月1日から 平成35年(2023年)8月31日まで 三和漁業協同組合
共第 193 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	高島市安曇川町四津川地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 高島市安曇川町787番地の敷地の北東角(北緯35度18分38.9秒, 東経136度03分13.0秒) 基点乙 同市安曇川町南船木にある金丸橋の右岸側北角(北緯35度19分01.4秒, 東経136度03分39.5秒) 控 点 基点乙から138度93mの地点 ア 基点甲から145度300mの点 イ アから145度600mの点 ウ エから138度600mの点 エ 控点から138度310mの点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。	高島市安曇川町四津川、安曇川町下小川、安曇川町横江浜、安曇川町南船木	平成25年(2013年)9月1日から 平成35年(2023年)8月31日まで 三和漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 194 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	高島市安曇川町横江浜地先	次のア、イ、ウ、控点およびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、陸上の部分は除く。 基点甲 高島市安曇川町四津川 807 番地の石垣の北東角（北緯 35 度 18 分 37.2 秒，東経 136 度 03 分 09.7 秒） 基点乙 同市安曇川町横江浜にある青井川樋門の南角（北緯 35 度 18 分 28.6 秒，東経 136 度 02 分 58.3 秒） 控 点 基点乙から 211 度 470m の地点 ア 基点甲から 145 度 100m の点 イ アから 145 度 650m の点 ウ 控点から 121 度 650m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500m 以内とすること。	高島市安曇川町四津川、安曇川町下小川、安曇川町横江浜、安曇川町南船木	平成 30 年（2018 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 三和漁業協同組合
共第 195 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	野洲市吉川地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 野洲市吉川地先にある野洲川北流樋門の南東角から西に向かって 48m の地点にある「野洲市吉川さざなみ街道 草 2.9 km」の標識（北緯 35 度 08 分 33.2 秒，東経 135 度 59 分 10.9 秒） 控点甲 基点から 357 度（真方位をいう。以下同じ。）145m の地点 控点乙 基点から 38 度 300m の地点 ア 控点甲から 325 度 150m の点 イ アから 325 度 600m の点 ウ エから 345 度 500m の点 エ 控点乙から 345 度 100m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。	野洲市吉川	平成 26 年（2014 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 中主漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 197 号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	大津市北小松地先	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 大津市北小松にある国土地理院一等水準点 (No. 1317) (北緯 35 度 15 分 44.7 秒, 東経 135 度 59 分 08.4 秒) ア 基点から 230 度 (真方位をいう。以下同じ。) 350m の点 イ アから 150 度 400m の点 ウ エから 140 度 400m の点 エ 基点から 80 度 100m の点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鵜川、勝野	平成 31 年 (2019 年) 4 月 5 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 志賀町漁業協同組合

図一 3 琵琶湖海区 第二種共同漁業（やな四手網漁業）



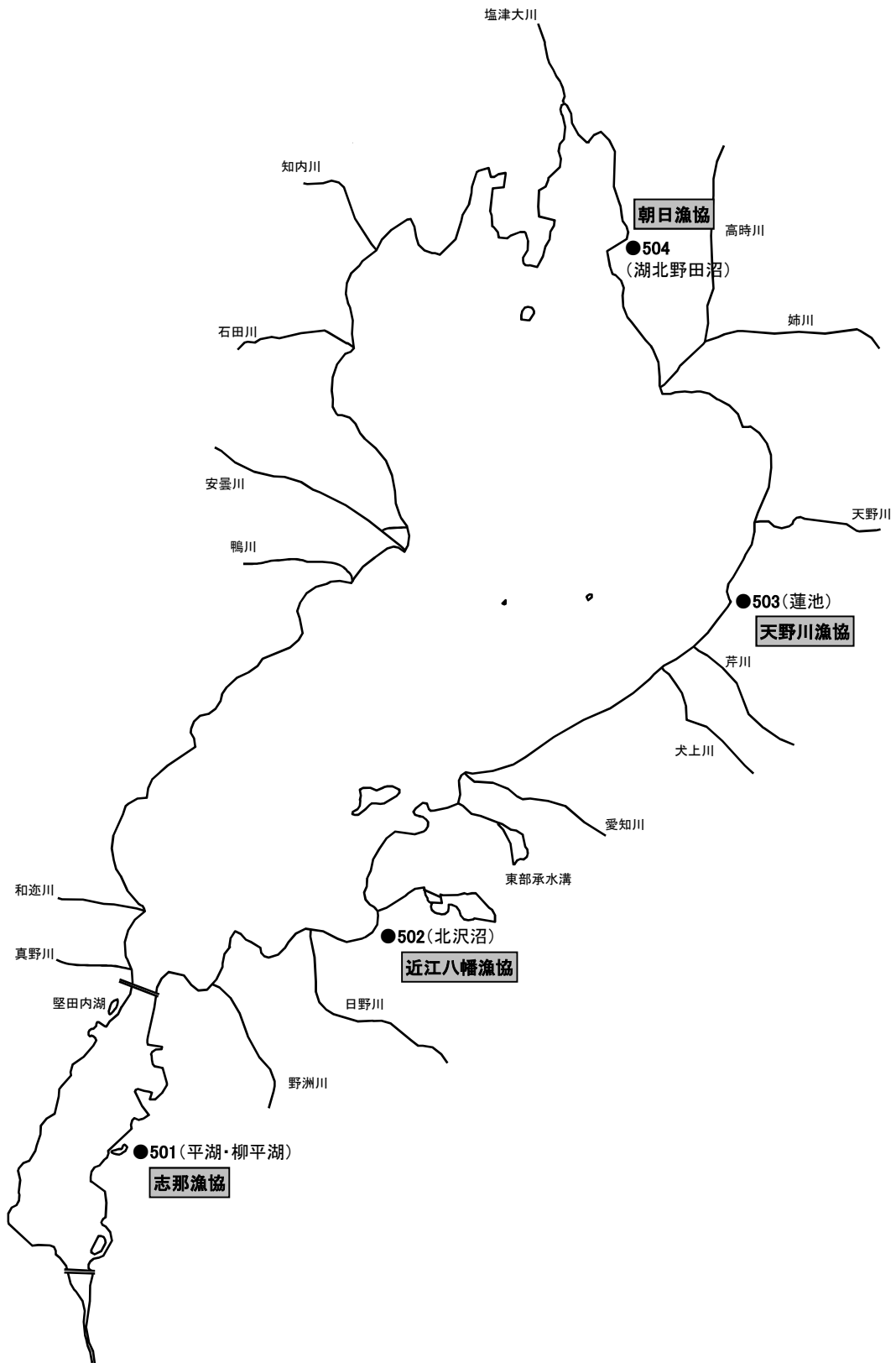
(2) やな四手網漁業

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 201 号	第二種 共同漁業	あゆ、ます、 はす、うぐい やな漁業	1月1日から 12月31日まで	米原市上多 良、朝妻筑 摩、飯、世継 地先天野川	天野川筋、米原市上多良に設置された旧朝妻筑摩田用水取入口堰堤から下流同市朝妻筑摩にある朝妻橋までの区域	操業期間中、20 日に 1 日以上簀を撤去す ること。	米原市上多良	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 上多良漁業協同組合
共第 202 号	第二種 共同漁業	あゆ、ます、 はす、うぐい やな漁業、あ ゆ四手網漁 業	1月1日から 12月31日まで	長浜市南浜 町地先姉川	姉川筋、長浜市南浜町地先美浜橋の下流 50mから下流川尻までの区域	操業期間中、20 日に 1 日以上簀を撤去す ること。	長浜市南浜町	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 南浜漁業協同組合
共第 203 号	第二種 共同漁業	あゆ、ます、 はす、うぐい やな漁業	1月1日から 12月31日まで	長浜市落合 町地先高時 川	高時川筋、長浜市落合町地先、落合橋の 下流 100mから下流 70mまでの区域	操業期間中、20 日に 1 日以上簀を撤去す ること。	長浜市落合町	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 南浜漁業協同組合
共第 204 号	第二種 共同漁業	あゆ、ます、 はす、うぐい やな漁業	1月1日から 12月31日まで	長浜市西浅 井町塩津浜 地先大川	大川筋、長浜市西浅井町塩津浜字下河原 地先に設置された田用水野田湯堰から 下流同市西浅井町塩津浜地先野田橋ま での区域	河水流幅の 20 分の 1 以上の魚道を設置す ること。ただし、前 記 20 分の 1 が 1mに 満たないときは、1m 以上の魚道を設置す ること。	長浜市西浅井 町塩津浜、西 浅井町岩熊	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 西浅井漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 205 号	第二種 共同漁業	あゆ、ます、 はす、うぐい やな漁業	1月1日から 12月31日まで	高島市マキノ町知内地先 知内川	知内川筋、高島市マキノ町知内地先、県道海津今津線の大川橋の上流 150mから下流川尻までの区域	操業期間中、20 日に1日以上簀を撤去すること。	高島市マキノ町知内	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 百瀬漁業協同組合
共第 206 号	第二種 共同漁業	あゆ、ます、 はす、うぐい やな漁業	1月1日から 12月31日まで	高島市今津町浜分地先 石田川	石田川筋、高島市今津町浜分地先、浜分橋の下流77mから下流川尻までの区域	操業期間中、20 日に1日以上簀を撤去すること。毎年4月1日から7月31日までの間にコアユ 20,000 尾以上をやなの上流へ放流すること。	高島市今津町浜分	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 浜分漁業協同組合
共第 207 号	第二種 共同漁業	あゆ、ます、 はす、うぐい やな漁業、あ ゆ四手網漁業	1月1日から 12月31日まで	高島市安曇川町北船木地先 安曇川 (北流)	安曇川 (北流) 筋、高島市安曇川町北船木地先、北川橋の上流300mから下流川尻までの区域	操業期間中、20 日に1日以上簀を撤去すること。毎年4月1日から6月30日までの間にコアユ 30,000 尾以上をやなの上流へ放流すること。	高島市安曇川町北船木	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 北船木漁業協同組合
共第 208 号	第二種 共同漁業	あゆ、ます、 はす、うぐい やな漁業、あ ゆ四手網漁業	1月1日から 12月31日まで	高島市安曇川町北船木、 安曇川町南船木地先 安曇川 (南流)	安曇川 (南流) 筋、高島市安曇川町北船木地先、本庄橋の上流 550mから下流川尻までの区域	操業期間中、20 日に1日以上簀を撤去すること。毎年4月1日から6月30日までの間にコアユ 70,000 尾以上をやなの上流へ放流すること。	高島市安曇川町北船木	平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 北船木漁業協同組合

3. 第五種共同漁業

図一 4 琵琶湖海区 第五種共同漁業



3. 第五種共同漁業

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第 501 号	第五種 共同漁業	こい、ふな、 もろこその 他雑魚漁業	1月1日から 12月31日まで	草津市志那 町地先（平 湖、柳平湖）	草津市志那町地先にある平湖、柳平湖一 円	—	草津市志那町、志那中 町、下寺町、下物町、 下笠町	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 志那漁業協同組合
共第 502 号	第五種 共同漁業	こい、ふな、 もろこその 他雑魚漁業	1月1日から 12月31日まで	近江八幡市 牧町地先（北 沢沼）	近江八幡市牧町地先にある通称北沢沼 一円および同沼から琵琶湖に通ずる井 堰までの水路	—	近江八幡市牧町	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 近江八幡漁業協同組合
共第 503 号	第五種 共同漁業	こい、ふな、 もろこその 他雑魚漁業	1月1日から 12月31日まで	米原市朝妻 筑摩地先（蓮 池）	米原市朝妻筑摩字横霞地先にある通称 蓮池一円	—	米原市朝妻筑摩	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 天野川漁業協同組合
共第 504 号	第五種 共同漁業	こい、ふな、 もろこその 他雑魚漁業	1月1日から 12月31日まで	長浜市湖北 東尾上町、湖 北町津里、湖 北町石川地 先（野田沼）	長浜市湖北東尾上町、湖北町津里および 湖北町石川地先にある野田沼一円（河川 水路を除く。）	—	長浜市のうち旧湖北町 朝日地区（湖北町山本、 湖北町五坪、大光寺町、 湖北町田中、湖北町海 老江、湖北町延勝寺、 湖北町今西、湖北町津 里、湖北町石川、湖北 東尾上町、湖北町尾上） 及び同市高月町西野、 高月町片山	平成 25 年（2013 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 朝日漁業協同組合